

## 宮城県新型コロナウイルス危機宣言が発表されました

県内では、12月に入り、感染拡大、クラスター発生が続いています。接待を伴う飲食店や酒類提供飲食店、高齢者施設、家庭、学校や職場など、様々な場所で確認されています。医療従事者の負担が非常に大きくなり、本県は医療崩壊が危ぶまれる危機的状況にあります。命と暮らしを守るためには、一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが必要です。皆さまには、ご自身や家族を守るため次のことを確実に実行していただくようお願いします。

### 密集はさけて行動を

初詣、初売り、成人式、各種イベント等では、密集を避けてください。特に重症化のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方の外出については、慎重なご判断をお願いします。

### 移動は慎重に

帰省や旅行などの移動はできる限り慎重をお願いします。北海道、首都圏、中部圏、関西圏などの感染が拡大している地域との間の移動は特に慎重をお願いします。

### 忘年会や新年会は少人数・短時間で

忘年会や新年会などでは、少人数・短時間とし、会話の際はマスクを着用し、体調がすぐれない方は参加しないでください。



いつでもマスク  
気を付けたい「5つの場面」

### 発熱時は外出をひかえ、電話で相談を

発熱などの症状がある時は、周囲の方へ感染させてしまう恐れがあります。外出を控え、受診・相談センターに電話で相談するようお願いします。

☎ 022-211-2882      ☎ 022-211-3883

## 年末年始における発熱時等の診療体制について

### 休日当番医を受診する前に！



注意

病院に行く前に電話で症状を伝え、  
受診方法などを相談してください。

年末年始の休日当番医は、広報むらた1月号「町民カレンダー」のページや村田町ホームページでご確認ください。



村田町  
ホームページ

## 村田町国民健康保険

# 特定健康診査(未健診者健診)が始まりました！

12月1日(火)から「特定健康診査(対象:国保加入の40~74歳)の未健診者を対象とした健診」が始まりました。対象の方には11月末に受診票を送付しています。

受診票が届いた方は、同封の通知書をご覧ください、予約のうえ指定の医療機関にて受診してください。

## 特定健康診査のメリット！

**無料で受けることができます！**

→ 健診費用は5,000~6,000円ですが、全額町が負担します。

**生活習慣病の早期発見や生活習慣の見直しができます！**

→ 大きな病気を発症すると、入院費や通院費、お薬代などお金がかかります。

**毎年受けることで、自身の健康管理に役立ちます！**

→ 体の変化を経年で比較することで、体重や腹囲の変化に気づく事ができます。

**年に1度は健診を受けて、自分の健康は自分で守るんだいん！**



【問】 保健センター ☎ 0224-83-2312

## 村田町国民健康保険 医療費のお知らせ

町民生活課では、国民健康保険に加入している方に医療費のお知らせ(医療費通知：はがきサイズ)を送付しています。



通知月と対応する診療月(各月とも広報紙配達と合わせてお送りします)

医療費のお知らせ通知月	記載される診療年月
6月末	1~3月分
9月末	4~6月分
12月末	7~8月分
1月末	9~10月分
2月末	11~12月分

確定申告に間に合わない可能性があります。

この場合11~12月診療分のみ、申告書の添付書類として医療費の明細をご準備ください。

### ○確定申告における医療費のお知らせの活用について

2017年(H29年)分の確定申告より、医療費控除の適用を受ける際の添付書類として医療費通知が使用できるようになりました。

ただし、11~12月診療分が記載された医療費のお知らせの発送は上記のとおり2月末となり、申告に間に合わない可能性があります。この場合11~12月診療分の医療費の明細の記入が必要となります。

※ 確定申告および医療費控除については、税務課にお問い合わせください。

※ 医療費のお知らせは世帯主様宛に世帯全員分の内容を送付しています。

【問】 保険関係 町民生活課 ☎ 0224-83-6401

申告関係 税務課 ☎ 0224-83-6403